

(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

区 分	前 年 度 末 場	本 年 度 末 販 売 場 数			本 年 度 末 販 売 者 数	
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの	計		
の条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の販売方法に条件が付されていないもの 条件が付されているもの 条件が付されていないもの 条件が付されているもの	酒 類	206	39	168	207	83
	一 般 酒 類	40	4	33	37	20
	洋 輸 入 酒 類	8	2	7	9	6
	自 製 酒 類	44	10	33	43	21
	其 他 の 酒 類	62	8	49	57	7
	合 計	360	63	290	353	137
	全 酒 類	8,370	—	—	8,524	6,412
	一 般 の も の	243	—	—	237	56
	特 殊 の も の	—	—	—	5	1
	計 付	8,613	—	—	8,766	6,469
其 他 の 酒 類	26	—	—	26	6	
一 般 の も の	375	—	—	355	206	
特 殊 の も の	17	—	—	10	2	
み り だ け の も の	176	—	—	166	16	
薬 用 酒 だ け の も の	820	—	—	820	814	
計	1,414	—	—	1,377	1,044	
合 計	10,027	—	—	10,143	7,513	
媒 介 業	9	—	—	9	—	
代 理 業	—	—	—	—	—	

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件によって区分した場数を示している。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態によって区分した者数を示している。

(5) 免許場数の累年比較

(単位：場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う		ビ ー ル	そ の 他	計		卸 売 業	小 売 業	計
			甲 類	乙 類							
平成11年度	21	4	6	8	38	83	160	74	369	9,306	9,675
12	17	4	7	8	39	85	160	74	377	9,305	9,682
13	17	3	7	8	33	87	155	70	375	9,409	9,784
14	17	3	5	8	32	88	153	70	367	9,537	9,904
15	17	3	5	8	33	144	210	68	360	10,027	10,387
16	17	3	5	10	29	113	177	65	353	10,143	10,496

調査時点：各年とも翌年3月31日

(注) この表は、「(1)製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」の累年比較を示したものである。